



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 1 1 号 令和 4 年 1 0 月 2 1 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 1 2	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
6 1 3	特定養殖業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	同
6 1 4	保安林の指定を解除する件	森林整備課

徳島県告示第六百十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
鞆浦加入区	鞆浦漁業協同組合の地区	ぶり定置漁業及び釣り又ははえ縄を使用して営む漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの）

徳島県告示第六百十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第二百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域内特定養殖業者の同意が法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和四年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百二十五条の二に規定する養殖業
のり等養殖業（黒のり）

加入区の名称	加入区の区域
阿南中央加入区	阿南中央漁業協同組合の地区

徳島県告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和四年十月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 解除に係る保安林の所在場所
海部郡牟岐町大字中村字清水一五四の六、一六の八、一六〇の九
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため